

令和7年11月定例教育委員会会議録

日 時 令和7年11月5日(水)午後1時30分から
場 所 市役所南別館3階 教育委員会室

出席者

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、宮田委員

説明者：黒木教育部長、清水教育政策課長、宮崎学校教育課長、湯田生涯学習課長、徳永文化財課長

事務局：山崎教育政策課副課長、豊増教育政策課副主幹、関根教育政策課主任主事

1. 開会

教育長より、令和7年11月の定例教育委員会の開催を宣言した。本日の委員会終了時刻を午後3時頃と予定している旨を報告。

2. 市民憲章朗読

3. 前会議録の承認

教育長より、令和7年4月から6月までの定例教育委員会の会議録について、本会終了後に委員による署名を求める旨を報告。

4. 会議録署名委員の指名

都城市教育委員会会議等に関する規則第15条により、宮田委員、赤松委員が会議録署名委員に指名された。

5. 教育長報告

5.1 職員服装規定の変更について

教育長より、都城市職員について11月から基本年間ノーネクタイとなった旨を報告。学校訪問時にネクタイなしの管理職や教員がいることについて理解を求めた。

5.2 議事の一部非公開について

教育長より、教育長報告の中の虐待案件とその他の項目について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることが提案され、異議なく承認された。

5.3 報道関係について

10月の報道から、個人・団体での子どもたちの活躍や児童生徒作文の新聞掲載について報告。一方で、中学生の覚醒剤使用疑いで再逮捕事案があり、都城市内の学校においても薬物問題について高いアンテナを持って教育に取り組む必要性を強調。小松原中学校および庄内中学校において、都城警察署から講師を招いた薬物乱用防止教室が実施され、生徒たちが薬物の危険性について学習したことを報告。

5.4 学力向上について

教育長より、10月の校長会で「学力向上のためには、教師が語りすぎる時間を減らし、子どもたちが考え、対話する時間を最大限に確保する『教師はわき役、子どもが主役』の授業実践こそが、真の学力向上につながる唯一の道であり、『本気の授業改善』を、全職員を巻き込んで推し進めていただきたい」とのコメントを出し、その内容に沿ったプレゼンテーションを実施したことを報告。学校ホームページから、上長飯小学校、沖水小学校、吉之元小学校、志和池中学校等の優良事例を紹介。

校長会でのプレゼンテーション内容として、以下の4点について説明

1. 都城の学力の現状
2. 深い学びにかける思い
3. 知識理解に至っていない子どもたちの言語理解について
4. 新学習指導要領における教科書での指導について

全国学力・学習状況調査の結果分析により、主体的対話的で深い学びに係る調査項目で肯定的回答をした児童生徒の正答率が高いことを示すデータを提示。思考力判断力表現力の育成には深い学びが必要であることを強調。

新学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善として、「教科書を教える」から「教科書で教える」への転換について説明。これにより教師には高い専門性と技量が求められることを指摘。

柔軟な教育課程の論点として、教科標準時数の調整や裁量的時間の設定等について説明。校長の責任の重さと本気度を伝えることの重要性を述べた。

5.5 生徒指導状況報告

5.5.1 不登校・不登校傾向について

小学校 159 名、中学校 299 名で、全体で 400 名を突破している状況を報告。スプリング教室に通う中学生 18 名、青空ラボを利用する児童生徒が小学生 12 名、中学生 17 名となっており、この時期では 1 番多い人数となっている。

5.5.2 暴力行為について

小学校 1 件、中学校 1 件の器物破損事案を報告。小学校では 5、6 年生が野球ボールを投げてガラスを破損。中学校では体育のソフトボール練習中にバットで体育館のガラスを故意に破損。いずれも弁償対応済み。

5.5.3 非行について

小学校 2 件、中学校 10 件を報告。中学校の非行内容は薬物乱用、深夜徘徊、置き引き、飲酒、不純異性交遊、喫煙、画像拡散、飛び降り未遂、自傷行為等、多岐にわたる。小学校は万引きと補導。報告案件の半数以上が不登校気味の児童生徒であり、学校では家庭訪問回数を増やすなどの対応を実施。

5.5.4 交通事故・事故の報告について

全て小学生の事案で、交通事故は自損事故 1 件、接触事故 2 件、事故は火傷 1 件を報告。自損事故では頭部を縫う怪我があったが、接触事故については大きな怪我はなし。

5.5.5 いじめについて

8 月報告案件として小学校 35 件、中学校 15 件。特異ないじめとして小学校 1 件、中学校 2 件を報告。中学校では女子グループによる陰口や睨み、他校生徒を巻き込んだ嫌がらせ等の事案があり、再発防止として定期的な声かけや教育相談を実施。

5.5.6 声かけ事案について

小学校 6 年生女子 2 人に対し、知らない男性がパンを勧める事案が発生。

6. 議事

6.1 報告第104号 新市誕生20周年記念事業 都城築城650年記念特別展「城から町、そして市へ」開催要項の制定について

説明（文化財課長）：令和7年度は都城の城が築かれて650年目にあたり、新市誕生20周年でもあることから、各地域の歴史と発展の様子を紹介する特別展を開催。会場は歴史資料館1階展示室1、会期は令和8年1月4日（日）から5月24日（日）。

展示内容を3章構成とし、第1章は「都城盆地における城の形成・発展」、第2章は「廃城後における城名称の継承と地域の発展」、第3章は「近現在の市町村再編と新市誕生」である。オープニングに合わせ、オリジナルグッズとして3Dガチャガチャを発売予定。

質疑応答はなく、報告第104号は承認された。

6.2 報告第105号 令和7年度「お城で新春」イベント開催要項の制定について

説明（文化財課長）：日本の昔ながらの遊び体験や都城の歴史・方言クイズを通して、市の歴史や文化を身近に感じてもらうイベントを開催。開催日時は令和8年1月12日（祝日）10時から15時。イベント内容は、すごろくイベント、昔の遊び体験、人力車乗車体験、民具体験等。当日の入館料は無料とし、外国人市民にもPRを実施予定。

質問（中原委員）：参加者の怪我等に対する保険に加入しているのか。

回答（文化財課長）：イベント保険に加入している。

報告第105号は承認された。

6.3 報告第101号 令和7年度都城市人権啓発標語審査結果について

説明（生涯学習課長）：8月の人権啓発強調月間に合わせて募集した人権啓発標語の審査結果を報告。応募状況は、小学生の部が3,526作品、中学生の部が3,141作品、一般の部が370作品の計7,037作品で、昨年度より763件増加。

最優秀賞：

- 小学生の部：庄内小学校2年川端美晴さん「たすけてと 思うところは よわくない」
- 中学生の部：沖水中学校2年榎田美怜さん「これが普通」だれかにとっては「それが苦痛」
- 一般の部：横山瑠美さん「見上げると すべての人が 同じ空」

AI解析により過去受賞作品やAI作成作品でないことを確認。QRコードによるWeb応募も導入し、利便性を向上。11月24日の人権啓発・子どもすこやか合同講演会で表彰式を実施予定。

質疑応答はなく、報告第101号は承認された。

6.4 報告第102号 臨時代理した事務の報告および承認について（令和7年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱又は任命について）

説明（生涯学習課長）：放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施する都城市放課後子ども総合プランを推進するため、運営委員会委員12名を委嘱・任命。委嘱日は令和7年11月1日、任期は令和8年3月31日まで、構成は学校関係者1名、放課後子ども教室関係者4名、放課後児童クラブ関係者4名、行政関係者3名である。

質疑応答はなく、報告第102号は承認された。

6.5 報告第103号 臨時代理した事務の報告および承認について（都城市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について）

説明（生涯学習課長）：上小スマイルフレンドの運営支障解消のため、10月10日に臨時代理により、放課後子ども教室の教育活動サポーター1名を委嘱。弟が教室に通っていた経験から現場状況を把握しており、子どもたちとも良好な関係を築いている。

質疑応答はなく、報告第103号は承認された。

6.6 議案第19号 市立図書館の年末年始の休館について

説明（生涯学習課長）：働き方改革の観点から、図書館本館を12月29日から令和8年1月3日までの6日間休館することを提案。まちなか調整会議での提案・調整を経て決定。昨年度、一昨年度の休館期間変更時に利用者からのクレームはなかったため、本年度は6日間に延長。

質疑応答はなく、議案第19号は承認された。

6.7 議案第18号 令和7年度都城市教育委員会精励賞表彰選考委員の選任について

説明（学校教育課長）：都城市教育委員会精励賞表彰要項第7条に基づき、表彰選考委員7名を選任。教育委員代表として赤松委員を選任することを提案。

赤松委員の承諾を得て、議案第18号を承認。

6.8 令和7年度学校経営ビジョンに係る協議および教職員評価に伴うフィードバックについて

説明（学校教育課長）：1月8日からの日程で午後のみフィードバックを開催することを報告。精励賞表彰式を除いた日程で実施予定。

6.9 都城市立学びの多様化学校の取扱いに関する規則の制定について（10月定例教育委員会議案第17号）の指摘事項への対応

説明（教育政策課長）：前回定例教育委員会での指摘事項について回答。規則第4条第1項第2号の「心理的」と「情緒的」の違いについて説明。

「情緒的」は、感情の動きによる場合で、主に感受性が鋭くそれが作用してうまく適合できない場合。「心理的」は感情以外も含んだ心の状態によるものを広く含んだ心の状態が原因の場合。無気力などは情緒的には含まれないが心理的には含まれる。特性によるような場合は、情緒的には含まれるが心理的には含まれない場合もあるなど、どちらか一方だけでは該当しない場合も想定されることから、どちらも明記し対象者の要件として補完できるようにしたもの。

質問（岡村委員）：情緒的は本人の特性に関わるもので、改善が難しく、特性を伸ばしたり和らげるなどアプローチの仕方が主眼、心理的は改善や治療も可能という解釈でよいか。

回答（教育政策課長）：そのような感覚で捉えているが、明確な回答は困難。

教育長より、どのような子があやめ野中学校に適しているかの判断は重要であり、一つ一つを丁寧に検討する必要があることを強調。

6.10 学びの多様化学校設置に係る進捗状況の報告について

説明（教育政策課長）：10月30日に南九州大学、都城市、都城市教育委員会の三者合同記者会見を実施。メディアでも大きく取り上げられ、市議会議員にも情報提供を行った。

11月4日および11月9日に転入学説明会を実施。4日は34世帯約60名が参加し、非常に熱心な参加者が多く、10項目を超える質問があった。質問内容は教員配置、研修、校則、運営、送迎等多岐にわたった。

今後の予定は、教育相談希望申込書の提出が11月末まで、体験活動・面談が12月、教育相談が令和8年1月、入学等申請書の提出が令和8年1月30日まで。体験活動・面談には必ず参加することを要件としている。

質問（中原委員）：校歌について

回答（教育政策課長）：現在は考えていない。学校に入ってから子どもたちと作り上げていく。

質問（岡村委員）：定員について

回答（教育政策課長）：今年度は各学年 10～15 人想定、要件を満たせば 15 人超えても受け入れ可能と考えている。今年の転入で来年度の受け入れ人数がどの程度になるか変わってくるため、各年度で検討していく。

質問（赤松委員）：教員数について

回答（教育政策課長）：教職員は県の配置基準により教諭 6 名が配置され、校長・教頭・養護教諭を含め 9 名、加配 1 名で教諭 7 名体制。南九州大学の協力も得る予定。

7. その他

特になし。

8. 今後の予定

事務局から、11 月および 12 月のスケジュールについて説明があった。

11 月 10 日：江平小学校学校訪問（岡村委員）

11 月 12 日：西中学校学校訪問（赤松委員）

11 月 13 日：山田中学校学校訪問（宮田委員）

11 月 24 日：人権啓発・子どもすこやか合同講演会

11 月 27 日：12 月定例教育委員会

9. 閉会

教育長から、令和 7 年 11 月定例教育委員会の閉会が宣言された。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長